

汚染土壌処理業許可証

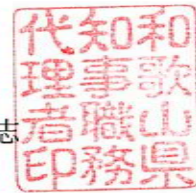
住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

氏名 大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志



許可の年月日	令和 7 年 6 月 1 日	
許可の有効期限	令和 12 年 5 月 31 日	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	御坊リサイクルセンター 管理型最終処分場	
汚染土壌処理施設の設置の場所	御坊市塩屋町南塩屋字森ノ裕 1423 番 2 外 46 筆	
汚染土壌処理施設の種類	埋立処理施設（内陸埋立処理施設）	
汚染土壌処理施設の処理能力	埋立面積：65,423㎡ 埋立容量：1,442,445㎥ 残余容量：52,018㎥（令和7年1月27日現在）	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	受け入れられる特定有害物質	クロロフェン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ナフthalen 及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シジニン、チオベンゾチアゾール、チオラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
	受け入れられる特定有害物質による汚染状態	第二溶出量基準以下とする。
変更の内容		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【注意】

本資料の無断での複製および開示した当初の目的以外での使用を禁止します。